

# 入 札 説 明 書

当業務は、複数年契約により執行する。履行期間は2年間、入札金額は2年度分の金額による競争になるので注意してください。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場が行うメディキット県民文化センター消防用設備保守点検業務委託に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令及び公益財団法人宮崎県立芸術劇場会計規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の4に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年2月25日

## 2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 メディキット県民文化センター消防用設備保守点検業務
- (2) 委託内容 消防用設備保守点検業務
- (3) 委託場所 メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）  
宮崎市船塚3丁目210番地
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）
- (5) 最低制限価格  
最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。  
なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱（平成6年11月1日宮崎県告示第1518号の3。以下「要綱」という。）に基づき、設備維持管理業務入札参加資格者名簿中、「消防用設備の点検及び整備に係る業務」に登録された者であること。
  - (3) 県内に本店を有する者であること。
  - (4) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
  - (5) 令和7年度において当該入札に係る物件を受託し、誠実に業務を履行している者、又は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に宮崎県内に所在する建物（施設）において、種類及び規模をほぼ同じくする一契約を1回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。なお、「種類及び規模をほぼ同じくする一契約」とは、建物の延床面積15,400㎡以上の12箇月以上継続したものの一契約とする（別記資料参照）。
  - (6) 次の点検等を行うための資格（以下「必要資格」という。）を有する技術者を配置することができること。
    - ア 消防法第17条に基づく消防設備点検。対象設備は次のとおり。
      - ①屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備  
（必要資格：第1種消防設備点検資格者又は消防設備士第1類（甲種又は乙種））
      - ②消火器  
（必要資格：第1種消防設備点検資格者又は消防設備士第6類（乙種））
      - ③自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常放送設備及び排煙設備  
（必要資格：第2種消防設備点検資格者又は消防設備士第4類（甲種又は乙種））
      - ④誘導灯  
（必要資格：第2種消防設備点検資格者又は消防設備士第4類（甲種又は乙種）又は消防設備士第7類（乙種）。なお、消防設備士は電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けていること。）
    - イ 建築基準法第12条に基づく防火設備定期検査。  
（必要資格：1級、2級建築士又は防火設備検査員）
  - (7) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

#### 4 担当部局

公益財団法人宮崎県立芸術劇場 総務課 (メディキット県民文化センター 2階)  
宮崎市船塚3丁目210番地  
郵便番号880-8557 電話番号0985-28-3216

#### 5 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

#### 6 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
  - ア 受付期間  
令和8年2月25日から令和8年3月6日まで  
(休館日(3月2日)を除く。)  
なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
  - イ 受付場所 4に同じ
  - ウ 提出方法  
書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。  
また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。  
なお、回答書は閲覧できるものとする。
  - ア 閲覧場所 4に同じ
  - イ 閲覧期間  
令和8年2月25日から令和8年3月12日まで  
(休館日(3月2日及び3月9日)を除く。)  
なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
- (3) (2)のイに掲げる期間中、(1)の質問書に対する回答を、メディキット県民文化センター(宮崎県立芸術劇場)のホームページ(<http://www.miyazaki-ac.jp/>)に掲載するものとする。

#### 7 入札

入札に参加する者は、別記様式第1号による入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 4に同じ
- (2) 提出期限 令和8年3月12日 午後5時
- (3) 入札書の日付 入札書提出期限以前の日(入札書作成日)を記入すること。
- (4) 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着とする。)により提出するものとする。
- (5) 入札方法  
落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、別記様式第2号-1又は2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「3月13日開封《メディキット県民文化センター消防用設備保守点検業務委託》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「3月13日開封《メディキット県民文化センター消防用設備保守点検業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことがで

きる。

## 8 開札

- (1) 開札の日時 令和8年3月13日 午前11時40分
- (2) 開札の場所 メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）  
1階 ミーティングルーム 宮崎市船塚3丁目210番地
- (3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

## 9 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留するものとする。

## 10 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

## 11 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別記様式第3号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求めるものとする。ただし、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は提出を求めないことがある。なお、添付資料ア及びイは6ヶ月以内のものとする。
  - ア 法人にあつては登記事項証明書の写し又は個人にあつては身分証明書の写し
  - イ 宮崎県の県税に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し
  - ウ 本物件の令和7年度に係る契約書の写し、又は令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に宮崎県内に所在する建物（施設）における種類及び規模をほぼ同じくするものの一契約の同種業務実績調書（別記様式第4号）、委託業務履行証明書（別記様式第5号）
  - エ 配置技術者の資格等調書（別記様式第6号）
- (2) 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出方法は、次のとおりとする。
  - ア 提出場所 メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場） 2階 総務課
  - イ 提出期限 令和8年3月19日 午後5時
  - ウ 提出方法 持参に限るものとする。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は当公益財団法人理事長の指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- (6) 申請書等の作成費用の負担等
  - ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 申請書等は、返却しない。
  - ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。

## 12 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者が決定した場合にあつては、その旨を落札決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がないとした場合（11の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別

記様式第8号。以下「確認通知書」という。)により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

### 13 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受領した者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受領したときは、当該書面を受領した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通ずるものとする。
- (4) 前項の場合に14の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書(別記様式第9号)により当該他の落札候補者に通知する。

### 14 次順位者の資格確認

- (1) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者(以下「失格者」という。)以外の同価入札者が2人以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行うものとする。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に12の(3)に規定する通知をした日から行うことができる。ただし、当該失格者から13の(1)に規定する説明を求める書面を受領したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は11の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

### 15 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 過去2箇年の間に、国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。))又は公益財団法人宮崎県立芸術劇場と種類及び規模をほぼ同じくする契約(長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの)を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

### 16 入札の効力

宮崎県財務規則の規定を準用する他、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

**17 その他**

この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。

(別記資料)

入札説明書の3の(5)に係る「種類及び規模をほぼ同じくする一契約」について

消防用設備保守点検業務

入札説明書の3の(5)

なお、「種類及び規模をほぼ同じくする一契約」とは、  
建物屋内の延床面積 15,400 m<sup>2</sup>以上の12箇月以上継続したものの一契約とする。

- 建物屋内の床面積については、次により確認する。
  - ・ 建物屋内の床面積は、原則として契約書の写しで確認する。
  - ・ 契約書の写しに記載されていない場合や委託業務履行証明書による場合は、建物屋内の床面積が確認できる仕様書等を添付すること。  
ただし、官公庁の建物は、委託業務履行証明書のみで可とし、確認できる仕様書等の添付は不要とする。

# 入 札 書 （委 託）

入 札 金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	メディキット県民文化センター 消防用設備保守点検業務									
受託の場所	宮崎市船塚3丁目210番地									
期 間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで 日間									
入札保証金額	免除									

上記の金額に100分の110を乗じて得た金額をもって受託いたしたいので、御呈示の設計書、仕様書、契約条項及び公益財団法人宮崎県立芸術劇場会計規程（平成25年4月1日適用）並びに御指示の事項を承知して入札いたします。

令和8年 月 日

住所  
入札人  
氏名

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 松坂千尋 殿

入札条件等確認済

# 委任状

私は、都合により ( ) 使用印鑑 を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

## 記

- 1 受託の内容 メディキット県民文化センター  
消防用設備保守点検業務
- 2 受託の場所 宮崎市船塚3丁目210番地

令和8年 月 日

住所

名称

氏名

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 松坂千尋 殿

代理人の職名又は本人との関係

--



## 入札参加資格確認申請書

年 月 日

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 松坂千尋 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名



令和8年3月13日に開札のありましたメディキット県民文化センター消防用設備保守点検業務委託に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 法人にあつては登記事項証明書の写し（6か月以内のもの）、又は個人にあつては身分証明書の写し（6か月以内のもの）
- 2 宮崎県の県税（個人県民税又は地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し（6か月以内のもの）
- 3 本物件の令和7年度に係る契約書の写し、又は過去2箇年度の間に宮崎県内に所在する  
1 建物（施設）における種類及び規模をほぼ同じくする一契約の同種業務実績調書（別記様式第4号）

## 同種業務実績調書

住 所

商号又は名称

代表者氏名



業 務 名	
発 注 機 関 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
面 積	m <sup>2</sup>
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

- 備考
- 1 公告に掲げる同種業務の要件を満たす業務の受託実績を記載すること。
  - 2 契約金額欄については、長期継続契約の場合は12箇月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。
  - 3 面積欄については、建物の延床面積を記載すること（小数点以下の端数は切り捨てること）。ただし、複数業務が合算した契約の場合は、公告に掲げる同種業務に限定した面積を記載すること。
  - 4 記載した業務について契約書の写し又は発注者の委託業務履行証明書（別記様式第5号）及び業務の内容が確認できる書類を添付すること。

## 委託業務履行証明書

業 務 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
面 積	m <sup>2</sup>
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



上記委託業務が、誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

発注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(※ この証明書は、消防用設備保守点検委託契約に係る入札参加のための審査に使用するものです。)

配置技術者の資格等調書

会社名

---

①	配置予定技術者氏名			
②	生年月日			
③	採用年月日			
④	資格の名称			
	法令等及び番号			
	資格の名称			
	・登録等年月日及び番号			
	資格の名称			
	登録等年月日及び番号			
⑤	常駐の別			

- 備考
- 1 ④欄は公告に掲げる要件を満たす資格を記載すること。
  - 2 記載した資格について、免許等の写しを添付すること。
  - 3 法令による資格・免許を求めている場合は、④欄を記入する必要はない。
  - 4 ⑤欄は公告において配置技術者に「常駐」を求める場合に限り、「常駐」で配置する者に○を記入すること。
  - 5 用紙が不足する場合は適宜複写して使用すること。

落札決定通知書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理 事 長 松 坂 千 尋

下記の入札案件について、落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 入 札 案 件 メディキット県民文化センター消防用設備保守点検業務
- 2 開 札 日 令和8年3月13日
- 3 入 札 金 額 円（税抜）
- 4 落 札 者
  - （1）商号又は名称
  - （2）代表者氏名

入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 松坂 千尋

メディキット県民文化センター消防用設備保守点検業務に係る入札参加資格について、下記の理由により入札参加資格が認められなかったので通知します。

記

（入札参加資格がないとした理由）

注）あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から2日以内に公益財団法人宮崎県立芸術劇場へその旨を記載した書面を提出してください。

入札参加資格確認中止通知書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様

公益財団法人宮崎県立芸術劇場

理事長 松坂 千尋

先に申請のありましたメディキット県民文化センター消防用設備保守点検業務に係る入札参加資格について、あなたの前に落札候補者であった方の入札参加資格が確認された結果、あなたの入札参加資格確認を中止しましたので通知します。

## 消防用設備保守点検業務委託仕様書

### 1 一般事項

- (1) 消防法第17条及び建築基準法第12条に定めるところにより実施する。
- (2) 他の消防用設備等の保守点検範囲と関連する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行う。
- (3) 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検にかかる設備の概要、状態等を十分把握する。
- (4) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置等を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておくこと。

### 2 点検及び保守

点検は、消防法第17条及び建築基準法第12条に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理、その他の措置を講じるものとする。

### 3 損害賠償保険

乙は、契約書第12条の規定による損害賠償の義務を履行するため、次に掲げる額を限度とする責任保険に加入しなければならない。

1 事故につき2億円（対人、対物合計）

### 4 点検資格

消防法、建築基準法及びその他関係法令（以下、「法令等」という。）で定める必要な点検資格を有する者が点検を行うこと。

### 5 消防訓練への協力

消防訓練（年2回実施）の際には、消防用設備機器の取扱説明、訓練用機材の準備及び避難訓練補助等について協力すること。

### 6 点検結果の記録と報告

- (1) 点検結果の報告については、甲の指示に従って行うこと。
- (2) 法令等で報告書の様式が定められている設備については、当該報告書の様式で作成し、必要部数を提出（必要に応じて消防署等に報告）すること。
- (3) 不良箇所一覧表1部を提出すること。

### 7 定期点検

定期点検の期間・方法については、次のとおりとすること。なお、点検時期の詳細については、別途係員と協議すること。

- (1) 消防用設備点検は次のとおり実施すること。
  - ア 機器点検は各年度上半期に実施すること
  - イ 機器点検及び総合点検は各年度下半期に実施すること。
- (2) 防火設備定期点検は各年度上半期に実施すること。

### 8 臨時点検

乙は、消防設備が故障した場合などにおいて、甲から連絡を受けた際には、夜間、休日を問わず直ちに障害の復旧に着手し、その結果・経過について、甲に速やかに報告すること。なお、夜間、休日の緊急連絡先が分かる資料を契約時に提出すること。

### 9 点検設備

#### (1) 消火器

- |           |      |
|-----------|------|
| ①ABC粉末消火器 | 113本 |
| ②二酸化炭素消火器 | 18本  |

#### (2) 誘導灯

- |          |      |
|----------|------|
| ①誘導灯     | 511台 |
| ②誘導灯信号装置 | 1式   |

#### (3) 屋内消火栓設備

- |               |     |
|---------------|-----|
| ①屋内消火栓ポンプユニット | 1式  |
| ②屋内2号消火栓箱     | 62基 |
| ③動力盤          | 1式  |

- (4) スプリンクラー設備
- ①スプリンクラーポンプユニット 1式
  - ②スプリンクラー補助加圧ポンプ 1式
  - ③制御盤 1式
  - ④消火用受水槽 1式
  - ⑤自動警報弁装置 1式
  - ⑥末端試験弁装置 1式
  - ⑦一斉開放弁 1式
  - ⑧スプリンクラーヘッド（閉鎖型、開放型） 1式
  - ⑨手動起動装置 1式
  - ⑩双口送水口 1式

- (5) 自動火災報知設備
- ①GR型受信機 1基
  - ②副受信機 3基
  - ③熱感知器 73個
  - ④煙感知器 665個
  - ⑤中継器 1式
  - ⑥ガス漏れ検知器 1式
  - ⑦発信機 44個
  - ⑧表示灯 1式
  - ⑨消火栓始動装置 1式
  - ⑩音響装置（電鈴） 61個

- (6) 防排煙設備
- ①排煙機 1式
  - ②排煙口 1式
  - ③防火扉（※1） 16枚
  - ④ダンパー 148個
  - ⑤防火シャッター（※1） 45枚
  - ⑥垂れ壁 26枚
  - ⑦非常錠 1式

※1 各年度上半期に、防火設備定期検査業務基準（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく点検を実施すること。

- (7) 非常放送設備
- ①増幅器 1式
  - ②スピーカ 1式

- (8) 非常用発電機（定格出力750kVA）実負荷試験 1台

各年度下半期に実施される電気設備年次点検に合わせて、次のとおり、非常用発電機の実負荷試験を行うこと。（実負荷試験に必要な非常用発電機本体、電気遮断機等の操作は、別途契約される電気主任技術者が行うものとする。）

- ・スプリンクラー設備等の消防用設備を安全に稼働させ、試験に必要な実負荷値を確保すること。（疑似負荷試験装置は不要）
- ・試験に際して、実負荷値を測定・記録すること。
- ・試験結果の報告書を作成し、消防署へ提出すること。

## 10 その他

- (1) 非常口誘導灯及び足元灯の管球等の取替えを行うものとする。  
なお、蛍光管球及びグロー管は支給する。
- (2) 各実施期間の委託料は、次のとおりとする。

実施期間	委託料	実施期間	委託料
R8.4～R8.9	委託料（年額）の1/2	R8.10～R9.3	委託料（年額）の1/2
R9.4～R9.9	委託料（年額）の1/2	R9.10～R10.3	委託料（年額）の1/2

※各実施期間の委託料に、所定の税率の消費税及び地方消費税を加算した額を、各実施期間の委託料支払額とする。